

「令和7年度 JCM 等の国際炭素市場メカニズムの実践活動・担い手拡大及びネットワーク形成委託業務」に係るご質問について、以下の通り回答いたします。

No.	質問	回答
1	<p>仕様書「3.業務の内容」の(7)のうちAにおいて「<u>環境省が重点を置いて推進している分野（再ニネ、グリーン物流、廃棄物インフラ等）に関連する事業者、国際機関、国際開発金融機関、各国開発金融機関、国内外金融機関等との連携構築及び有効な連携方法を検討し、実施する。</u>」とありますが、事業者は金融機関等とは異なり JCM 事業の実施者になることが通常であることから、彼らに対して本業務受託者が「<u>連携構築及び有効な連携方法を検討し、実施する</u>」ことは考えにくいのが実情です。一方、同Cにおいて「<u>～、環境省が重点を置いて推進している分野（再ニネ、グリーン物流、廃棄物インフラ等）に関連する事業者、業界団体への説明会・ヒアリング等を行</u>」うこととされており、Aで想定された「事業者」への働きかけは、Cのみで効果を上げることができると考えられます。ついては、事業者に対する働きかけに関しては、Cの業務を提案することに集中して差し支えないでしょうか。</p>	<p>「JCM プロジェクトの案件形成において障壁となっている JCM の制度や体制等、また日本政府から働きかけ・情報発信・支援等を行うべき事柄等の課題及びその解決策等について環境省へのフィードバック及び提案を行う。」ことが主眼にあり、いただいたご質問については、事業者のネットワークやコミュニケーションツールを活用することが当該項目の課題解決の一助になることが想定されます。</p>